

公募説明書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公募件名：「RSC通勤用バス等の運行業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数量：一式
- (4) 作業期間：2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日
- (5) 作業場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附 504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015

所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機関名：公益財団法人核物質管理センター

担当部署：総務部 契約課

フリガナ：イイズミ ジュンコ

担当者名：飯泉 順子

電話番号：03-5816-7765

FAX：03-3834-5265

MAIL：keiyaku-info@jnmcc.or.jp

- (2) 参加意志確認書の提出期限

2025年 2月 19日（水）午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）

なお、参加意志確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

- (3) 提出書類（電子メール可）

・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写し（「3.(2)」参照） 1部

・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

- (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 1月 31日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩和

提出方法 (いすわか)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

参加意思確認書

2025年1月31日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「RSC通勤用バス等の運行業務」

2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）

- (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
- (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
- (3) その他必要な書類

所	属
役	職
氏	名
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

資格要件確認書							
契約番号	311-002		請求元課室	六ヶ所管理課			
契約件名	RSC通勤用バス等の運行業務		購買区分	C			
参加者名			評価の有無	有(下記のとおり)			
評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄			
				判定	判定理由	判定者	
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1 業務の実施体制	P3	① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	東北運輸局により三沢方面、六ヶ所村での営業許可を受けていること(営業許可証の写し)		請求元 課室長	
			② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。				
		1.2 品質管理及び 情報セキュリティ体制	① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理体制(設計・開発を含む)が確立していること。			請求元 課室長	
			② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。				
	1.3 コンプライアンス		①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)			請求元 課室長	
			②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				
	2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	(例) P.1 2(3)	(例) ①●●の資格を有する作業員を配置できること。			請求元 課室長
			P.1 2(3)	②●●の資格を有する技術員●人配置できること。			
P.1 2(3)			③●●を実施する資格を有していること。				
P.1 2(3)			④●●の据付工事において、必要な有資格者を従事させることができるこ。				
P.1 2(3)			⑤建設業の許可を国・県から受けていること。				
2.2 技術設備の確認		(例) P.2 3(1)	(例) ①●●の製造する設備を持っていていること。			請求元 課室長	
		P.2 3(3)	②●●の試験する設備を持っていること。				

資格要件確認書						
契約番号	311-002		請求元課室	六ヶ所管理課		
契約件名	RSC通勤用バス等の運行業務		購買区分	C		
参加者名			評価の有無	有(下記のとおり)		
評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
2.3 物品性能の確認	(例) P.3 4(1) P.3 4(2) P.3 4(3) P.3 4(4) P.3 4(5) P.3 4(6)	(例) ①納品される製品は、● ●の性能要件を満たし ていて、 ②納品される製品は、● ●の環境でも稼働してい ること。 ③空調用冷水設備の性 能は次の値を保証する こと。 ④●●時間以上の連続 運転を保証すること。 ⑤納品される物品の● クラス相当の耐震設計 基準を満たしているこ と。 ⑥納品される製品の● ●年の設計耐用年数を 満たしていること。				
2.4 物品の実績 の確認	(例) P.4 5(1)	(例) ①過去5年間で、当該製 品は、(耐震設計基準● クラスで)納入実績を示 すこと。 ②過去●年以内に同等 製品(同等なサービス) の受注を受けた実績が あること。(上記の実績 は、当該製品(サービス) に対して重大な不適合を 発生させ、発注元に損益 を与えた事例がないもの とする。)				
2.5 ●●	(例) P5 6(1) P5 6(2)	(例) ①工場立会検査に対応 できること。 ②受注者の品質管理シ ステムについて品質監 査を実施できること。				

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いすれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
※社印は不要です。

請求元
購買
評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	1 本制	※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 次に示すハートル(実物設計と必 要な有資格等)が確保されて ●○資格証(写)				
		本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提 出期限までにメールまたはFAXにて提出し てください。				
		QMS体制図				
		複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。				
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3) ① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●○資格証(写) □○証明書			
	2.2 技術設備の 確認	例示された資料と提出資料が異なる 場合は実際の資料名に訂正してくだ さい。				
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1) の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1) ① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表			

「センター記入欄」には何も記入しないでください。

RSC 通勤用バス等の運行業務

仕 様 書

2025年度

公益財団法人核物質管理センター

1. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という。）の職員及びセンター関係者（以下、「職員等」という。）が通勤及び日本原燃株式会社（以下、「JNFL」という。）間を移動するため、三沢市及び隣接市町村（以下、「三沢方面」という。）並びに六ヶ所村（以下、「村内」という。）の指定場所と六ヶ所センター間、六ヶ所センターと JNFL H8 建屋間のバスの運行業務について定めたものである。

受注者は、本仕様書、関係法令等を十分に理解した上で、本仕様書に定める業務を実施すること。

2. 業務内容等

(1) バス運行

①運行経路：村内・三沢方面指定場所と六ヶ所センター間（1日2便、各便1往復）及び六ヶ所センターと JNFL H8 建屋間（1日6往復）とする。

②運行時刻：契約締結後、六ヶ所センター管理課が指定する。

③乗車する者：職員等

④運転手：2名以上

⑤バス台数：中型バス 2台

ただし、契約締結後、六ヶ所センターの示す乗車予定最大人数に応じて座席数を調整し、余裕をもった座席間隔とすること。

(2) 車両の定期的な点検・整備に関する業務等

①消耗品の交換(夏冬タイヤ含む)

②定期点検、法定点検

(3) その他、六ヶ所センター管理課が指示するバス運行

3. 実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附 504-36

センター六ヶ所センター内指定場所

4. 実施時期

2025年4月1日～2026年3月31日

5. 実施日

本業務を実施する日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く、毎日とする。

6. 運行概要

(1) 中型バス①

中型バス1台は、三沢方面・村内指定場所を経由し六ヶ所センターまで職員等を運送する。三沢方面指定場所の最初出発時刻は、7時15分頃とし、六ヶ所センターへの到着は、8時30分頃とする。

また、六ヶ所センター到着後、8時55分から17時15分の間は、六ヶ所センターとJNFL H8建屋間を6往復し、職員等を運送する。

その後、六ヶ所センターを17時25分頃に出発し、村内・三沢方面指定場所を経由し職員等を運送する。

(2) 中型バス②

中型バス1台は、三沢方面・村内指定場所を経由して六ヶ所センターまで職員等を運送する。三沢方面指定場所の最初出発時刻は、7時15分頃とし、六ヶ所センターへの到着は、8時30分頃とする。

その後、18時50分頃（ただし、毎週水曜日及び六ヶ所センター管理課の指示があった日の出発時刻は、17時25分頃）に六ヶ所センターを出発し、村内・三沢方面指定場所を経由し職員等を運送する。

(3) 補足事項

中型バス①の休憩時間は、12時00分から13時00分まで（60分）とする。

ただし、六ヶ所センターは、業務の都合、交通状況、気象状況等によりそれ以外の時間に本業務を行わせることができ、休憩時間の変更または60分を分割することができる。

また、六ヶ所センターは、冬季期間中は最初出発時刻を最大30分程度早めることができる。

7. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

六ヶ所センターは、本業務の実施に必要な電気、水等の消耗品は、「3. 実施場所」において支給する。

(2) 貸与品

六ヶ所センターは、運転手の休息等に必要な運転手室及び運転手室内の備品を「3. 実施場所」において貸与する。なお、本業務が全て終了した時点で、受注者は、貸与品を六ヶ所センターに返却するものとし、受注者は、貸与開始から返却までの間、善良なる管理者の注意をもって貸与品を管理、取扱う義務を負う。

8. 検収条件

六ヶ所センターは、「9. 提出書類」のうち「完了届兼一般検査調書」により本仕様書に定める業務の終了を月毎に検収する。

9. 提出書類

No.	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書*	契約後速やかに	1
2	旅客自動車の営業許可	契約後速やかに	1
3	総括責任者届	契約後速やかに	1
4	運転手名簿	契約後速やかに	1
5	完了届兼一般検査調書	翌月7日まで	1
6	その他、六ヶ所センター管理課が必要に応じて提出を求める書類	その都度六ヶ所センター管理課が指定する期日まで	1

* ISO9001の認証の写しの提出により替えることが出来るものとする。

(提出場所) 六ヶ所センター管理課

10. 総括責任者

受注者は、本業務にあたり受注者を代理して直接指揮命令する者(総括責任者)及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する六ヶ所センターとの連絡調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

11. 特記事項

- (1) 中型バスの燃料費、定期点検費及び消耗品費は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、東北運輸局から青森県内での旅客自動車の営業許可を受けていること。
- (3) 受注者は、中型バスの運行に当たり道路交通法及びその他関係諸法規等を遵守し、安全に心がけ、事故の発生防止に努めること。また、受注者の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉仲介を行うこと。
- (4) 六ヶ所センターは、中型バスを安全に運転することが困難と判断した場合、受注者に運転手の交替を指示することがある。
- (5) 六ヶ所センターは、六ヶ所センターまたはそれ以外で発生した原子力災害により被ばくした者の輸送を受注者に要請する場合がある。また、その場合、受注者は協議に応じる等、可能な範囲で協力すること。
- (6) 受注者は、本業務の実施で取扱いまたは知り得た情報、資料をセンター外で発表、公開、若しくは第三者に提供または開示しないこと。
- (7) センターは、本業務の実施中に受注者の乗務員が受けた傷害または災害に対し、センターに起因する場合を除き、責任を負わない。
- (8) 受注者は、運転手に対し、本業務を安全かつ清潔に行うに必要な服装を適切に着用させるとともに、必要な教育等を予め実施すること。
- (9) 受注者は、本業務の実施中に何らかの異常を発見または異常発生のおそれがあると判断した時は直ちに六ヶ所センター管理課に通報し、六ヶ所センターの指示に従うこと。

- (10) 受注者は、本仕様書に定めのない事項、不明点が生じた場合、センターと協議の上、その決定に従うこと。
- (11) 受注者は、本業務の実施に必要な法的手続きの要否を確認し、必要である場合はその手続きを代行する又は六ヶ所センター管理課にその旨を報告すること。

以 上